

令和3年度 第5回金沢市屋外広告物審議会

議事録概要

日 時：令和4年1月20日（木）15：30～17：00

場 所：金沢市役所第一本庁舎7階 全員協議会室

◆次 第

1. 開会
2. 会長選任
3. 審議案件
 - (1) 今年度の取組状況報告
 - (2) 金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について
 - (3) 個別案件
4. 閉会

◆出席者

【委員】(50音順)

<○出席、●欠席>

- | | | | |
|---|------|-------|--------------------------|
| ○ | 浅田 | 久太 | 金沢市観光協会 理事 |
| ○ | 荒木 | 恭子 | 石川県建築設計監理協会 専務理事 |
| ● | 飯田 | 栄治 | 金沢学院大学 教授 |
| ○ | 川島 | 正近 | 石川県警察本部生活安全部生活安全捜査課長 |
| ○ | 北村 | 賢哉 | 金沢美術工芸大学 教授 |
| ● | 沢田 | 史子 | 北陸学院大学短期大学部 教授 |
| ○ | 竹内 | 憲一 | 石川県土木部都市計画課長(兼)景観形成推進室次長 |
| | (代理) | 高橋 雅憲 | 石川県土木部都市計画課 課参事 |
| ○ | 土田 | 佳弘 | 石川県屋外広告業協同組合 常任相談役兼理事 |
| ○ | 寺井 | 剛敏 | 金沢美術工芸大学 教授 |
| ○ | 中島 | 祥博 | 金沢市商店街連盟 会長 |
| ○ | 中出 | 健作 | 弁護士 |
| ○ | 廣川 | 佳正 | 石川県屋外広告士会 会長 |
| ○ | 福岡 | 澄子 | 公募委員 |
| ○ | 宮下 | 智裕 | 金沢工業大学 准教授 |
| ○ | 村井 | 万利子 | 公募委員 |

1. 開会

事務局より、出席委員 13 人は、金沢市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）施行規則第 33 条第 2 項の規定により、定足数に達していることが報告された。

2. 会長選任

条例第 37 条第 4 項の規定に基づき、委員の互選により寺井委員を会長に選任した。また、同条第 6 項の規定に基づき、会長に事故あるときにその職務を代理する副会長として、飯田委員（再任）、北村委員（新任）を、順に指名した。

3. 議事

（1）今年度の取組状況報告

今年度の取組状況報告について、資料に沿い、事務局から説明した。

【主な意見】

（会 長） 報告いただいた内容について、ご意見やご質問があればお願いします。年間を通じ、たくさんの取組をしている。景観形成は一日ではできない。周知活動など含め一つずつ取り組む中で、金沢の景観ができていくということである。屋外広告物審査会が週 1 回行われ、実際の看板の掲出についていろいろな立場から意見を聞くシステムは、全国にもなかなかない。今話を聞いた中で、もう少しこれを聞いてみたいということでも結構である。

（J 委員） 9 ページの良好な広告景観形成事業は、今年度、①金沢駅周辺エリアに着手しておられるが、次年度はどのエリアに着手するか。

（事務局） ②武蔵ヶ辻周辺エリアを予定している。

（J 委員） 了解した。

（事務局） 良好な広告景観形成事業は、旧城下町区域を対象とする取組で、北陸新幹線の金沢開業後、観光客や来訪者を目当てとして、まちなか区域に、県外資本など、これまでなかったような事業者、飲食店や簡易宿所、さらにそれらへの誘導看板等など、まちなかで目につく広告物が増えてきた。中には違反もあり、このまちなか区域を対象に是正指導をはじめたものである。

来年度はエリア②に着手するが、エリア①は今年度で終わりということではなく、是正が完了するまで併行して対応していく。

（会 長） この案件について以上とする。次に案件 2 の金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について、事務局より説明願う。

（2）金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について、資料に沿い、事務局から説明した。

【主な意見】

（会 長） 質問や意見があればお願いします。説明にもあったが、いきなり強く規制するというよりは、景観に配慮しながら経済活動についてもちゃんと考えようということや、屋外広告物審査会を生かし、今後、出てくる案件について、場面ごとに判断しながら、ノウハウを蓄積していきたいということである。これに当たっては、資料にもあったように、屋内広告物に対する効果的な規制等検討会のメンバーで、

本審議会から参加した委員がおられるが、そこで協議しながら、本審議会にもご報告いただき、進めてきた。もう少し確認することや分からないところでも結構だが、ご意見があれば願います。

(E委員) 例えば、照明や回転灯を付けているものは、どうなのか。昔、パチンコ屋で回転灯を幾つも付ける例があったが、今も考えられないことはないのかなと思う。

(事務局) 今回の改正は、特定屋内広告物の規制を、屋外広告物等の規制と同等にする、というものである。屋外広告物等の規定には「点滅等の類及び回転灯の類は附帯させない」という規定があることから、特定屋内広告物にも同様の規定を設ける。

(会 長) 屋外広告物と特定屋内広告物を同等に取り扱い、後は審査会で確認するものと思っている。パブリックコメントの中にあったが、建築の構造上、大きなガラス面が作れるようになるなど、条例制定から状況が変わってきている。金沢というまちは、やはり古いまち並みが残っている中、規制対象を屋外だけにしてしまうと、どうしても該当しないものがある。その前提には、金沢の景観を守っていくことが、結果、経済活動にプラスに働くことになり、ウィンウィンで進めていきたいということだと思う。

(D委員) 私も検討会に携わった。景観と経済活動はトレードオフではないとか、持続可能な共存共栄の関係を構築するということが、大変重要だと思う。先ほどの広告景観協力賞の事例では、協力して意匠変更してくださっているが、結果的には、誰が見ても良いデザインとなり、品格を上げて、それによって顧客が増える。これが景観と経済活動がトレードオフでないことの実例であると感じた。

(会 長) 今、結果としてこういう形で出ているし、こうした取組を続けていくことで、金沢市に広告物を掲出する際にはこうした配慮をしなければならないということが、広告主の方々に伝わり、デザインする際にも、より景観に配慮したものが受け入れられ、プラスに働くという良い循環がまちなかにできていくと思っている。

(N委員) 感想だが、今おっしゃったように、景観と経済活動がトレードオフではなく共存共栄できるのがデザインの力で、大事なポイントだ。うまく醸成できていけば良く、デザインが役に立てると思った。一緒にやっていたらと思う。

(L委員) 日々、建築に携わる身からの感想であるが、建築を計画する際、お客さまは意匠、デザインは意識している。ことのほか広告となると、独自性やユニークさが求められるので、その調和、地域への馴染みが求められるというところでは、従来、地元の事業者が多かったと思うので、奇をてらったものはあまりなかったのではないかと。最近まちなかを見ていると、県外の、例えば薬局などの大きな看板がすごく目立つようになってきたので、条例で周知を図って、地域に馴染むということを理解いただくことが必要だと思う。

あとは、パブリックコメントの意見にあったが、ガラスで見通せるということは、一時代、区切りがついて、最近は機密性等があるので、閉じた建築も増えていっているように思う。その中で、閉じた中で、どう広告や存在を示すかという部分については、業界の皆さんが条例に沿ってもらうにはこういう案があるとか、照明を使ったらこのように美しく見せられるというノウハウ集など、ご教示いただける機会があれば、建築の方もとても助かるのではという感想を持った。

(会 長) ぜひ、協会を通してご協力いただければと思う。

(事務局) し委員のご指摘について、市では、広告物の掲出に関するガイドラインを持っており、ホームページでも公開している。文字に加え、ビジュアルも含めて、経済活動にも寄与しながら上手に出す、イメージ良く出すという、これまで審査会で蓄積してきた部分を踏まえてまとめている。来年度に改定も予定しており、広く広告主や施工者の方々に対して発信していきたい。

もう1点、経済活動と広告物との関係に関し、先日新聞で“情報の健康化”というような表現で書いてあったと思うのだが、インターネットを見ているとき、意図しない広告や情報がどんどん入ってくることもある。目に留まる頻度を増やし、アテンション効果で、注意を引いて目立とうとするものが氾濫しているという内容だった。審査会で委員からよくいただく指摘として、屋外広告物の中に、インターネットのホームページを拡大しただけのようなデザインや、新聞広告をそのまま拡大しただけのようなデザイン、といったものがある。屋外の公衆の目に触れるということは、屋内とは明らかに違い、マナーや基本的な考えを理解いただき、景観まちづくりを進めなければいけないと思っている。新聞ではインターネット上の情報の健康化の話だったが、屋外広告物も、健康化ということが必要だと思った。その一端として、屋内広告物が今回ポイントになったと思う。ご意見を広くお聞きしながら、健全で、良好な広告景観をつくっていききたいと思っている。

(会 長) 健康化は大事である。公衆に出すことには責任が伴うし、いい形で健康化していけるとまちなみも良くなっていくと思う。

いろいろご意見、ご感想を頂いたが、問題がなければ、金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について、事務局案のとおり、本審議会として承認してよろしいか。

(委員全員) 了承。

(会 長) それでは了承し、本審議会の答申とする。部分的な修正等あれば、会長一任で願います。

(事務局) ここからは個別案件の審議に入るので、報道の方にはご退室いただく。では引き続き審議をお願いします。

報道退席